

平成 20 年 7 月～9 月の政府調達に係る苦情の受付及び処理状況は、次のとおり。

1 苦情番号

なし

2 苦情申立日

平成 20 年 7 月 3 日

3 苦情申立人

非公表

4 苦情に係る調達機関名

秋田県（建設交通部建設管理課）

5 苦情に係る調達物品名・サービス名

こども総合支援エリア(仮称)建築工事(A工区)(B工区)(C工区)

6 苦情の概要

当社は改正された建設業施行規則に基づき新基準による総合評定値通知書をいただいている。しかしながら、本件工事の一般競争入札公告による総合評価値は新基準による総合評価値を評価の対象より排除するものであり、これにより当社は直近よりさらに一期前の旧評価値による総合評価値で評価されることとなり、参加要件を満たさない。これは企業努力による最新の企業価値を評価しないものであり、評価の公平性に問題がある。

7 苦情処理状況の概要

調達機関が申立の趣旨を受け入れ、申立の 5 日後に既公告内容を取り消し、該当箇所の見直しを行った上、改めて公告に付したことから、苦情申立人は、申立を取り下げた。